

個人情報の事務処理・ 情報公開制度の利用 状況を公表します

※(±は前年比)

個人情報の事務処理状況
平成16年度のコンピューターによる個人情報の事務処理状況は、次のとおりです。

住民基本台帳登録者数	70,970人 (-778人)
介護保険被保険者証交付者数	16,795人 (+203人)
介護保険料納付義務者数	16,703人 (+189人)

情報公開制度の利用状況
平成16年度に広域連合の保有する行政文書を公開した状況などは、次のとおりです。

1 実施機関別の行政文書の開示請求件数

実施機関の区分	件数
広域連合長	0(-1)
選挙管理委員会	0(±0)
監査委員会	0(±0)
議会	0(±0)
計	0(-1)

2 行政文書の開示請求に関する決定の状況

開示	部分開示	非開示
0(-1)	0(±0)	0(±0)
不存在	取下げ	計
0(±0)	0(-1)	0(-1)

知っていますか？

介護保険料の減額制度

所得段階が第2段階で、生活の困窮により介護保険料の納付が難しいと認められる方の介護保険料額を軽減する制度があります。

☆ 申請の対象となる方 ☆

下記の全ての要件に該当する方が対象となります

- 世帯全員が住民税非課税（所得段階第2段階）である
- 世帯の年間収入が120万円以下（世帯員3人目からは1人に付き40万円を加算）である
- 住民税課税者と生計を別にしていない
- 資産などを活用しても、生活が困窮していると認められる

☆ 承認後の保険料額 ☆

第2段階 年額27,000円

↓ -9,000円

第1段階 年額18,000円

※ 減額になるのは承認された年度内のみです

※ 承認前の納期の保険料は減額されません

☆ 申請の時期 ☆

所得段階の決定後（7月中旬から）申請受け付けを開始します

☆ 申請に必要なもの ☆

- 介護保険料減免申請書
- 収入状況等申告書兼収入状況等調査同意書
- 介護保険料納入通知書（納付書）または特別徴収額決定通知書
- 収入額を証明できるもの（確定申告書・所得証明書・年金振替通知書など）
- 家計状況がわかるもの（預貯金通帳など）
- 印鑑

☆ 申請・問い合わせ ☆

久慈市	介護支援課（元気の泉）	☎ 0194 (61) 1 1 1 2
種市町	福祉課	☎ 0194 (65) 5 9 1 5
野田村	保健福祉課	☎ 0194 (78) 2 9 2 7
山形村	住民生活課	☎ 0194 (72) 2 1 1 1
大野村	住民生活課	☎ 0194 (77) 2 1 1 1
普代村	保健福祉課	☎ 0194 (35) 2 1 1 4
久慈広域連合		☎ 0194 (61) 3 3 5 5

納期限日（引落し日）に残高が不足してしまつと、引き落としができず、その回の口座振替は中止となります。

このようなときは、広域連合から保険料の納付書が送付されます。広域連合、市町村窓口またはお近くの金融機関でお支払ってください。

どうして？

四月一日の時点で年齢（退職）年金を受給されていない方は、年度中に六十五歳になつても、年金から天引きになりません。また、年度途中に所得段階が変わつた方、管外市区町村から転入された方については年金からの天引きは中止となります。

• 口座振替にしていたのに納付書が届きました。

どうして？

四月一日の時点で年齢（退職）年金を受給されていない方は、年度中に六十五歳になつても、年金から天引きになりません。また、年度途中に所得段階が変わつた方、管外市区町村から転入された方については年金からの天引きは中止となります。

• 先月六十五歳になつたら、納付書がきました。年金から天引きされないのですか。

• 年金から引かれていたのに、納付書がきました。



よく寄せられる質問
にお答えします